

草刈機貸与規程

大分県国東土木事務所

(目的)

第1条 この規程は、県の決定を受けたりバーフレンド活動団体等（以下「活動団体」という。）の草刈り作業を支援するため、草刈機一式の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(貸与用品)

第2条 この規程において、貸与する草刈機一式とは、次のとおりとする。

- (1) 草刈機
- (2) アルミブリッジ

(貸与期間)

第3条 草刈機一式の貸与期間は、貸出日から起算して原則として7日を超えない期間とする。

(貸与料等)

第4条 草刈機一式の貸与料は、無料とする。

- 2 活動場所までの運搬、返却に生じる費用、及び活動中に要する経費（燃料費等）は活動団体が負担するものとする。

(申請)

第5条 活動団体が、貸与用品の貸与を受けようとするときは、草刈機一式（申出書）（様式第1号）により土木事務所長へ申し出を行うものとする。受付時間は土日、祝日を除く午前9時～12時、午後13時～17時の間とする。

(貸与の決定)

第6条 土木事務所長は、前条の申し出が適当と認めるとき、活動団体へ貸与を行うものとする。また、保管管理者は草刈機一式貸出簿（様式第2号）に必要な事項を記録するものとする。

(目的外使用の禁止)

第7条 貸与を受けた活動団体（以下「借受団体」という）は、リバーフレンド事業以外にこれを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(貸与用品の返還)

第8条 借受団体は、貸与用品の使用が終了したときは、清掃を実施し、保管責任者の立会のもと返還を行うものとし、保管責任者は草刈機一式貸出簿（様式第2号）に返却年月日、使用時間等を明記すること。

(借受団体の責務)

第9条 借受団体は、次に挙げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 土木事務所が行う事前指導を受けること。
- (2) 貸与用品を他の目的で使用しないこと。
- (3) 盗難のおそれがある場所に保管しないこと。
- (4) 雨天時の使用は控えること。
- (5) 雨天の保管は雨水への対処を行うこと。
- (6) 貸与用品が破損等をした場合は、別途理由書（任意様式）を提出すること。

(損害賠償等)

第10条 土木事務所長は、貸与用品の整備不良その他特に土木事務所の責に帰する場合を除き、貸与用品の使用に伴う賠償責任を負わない。

- 2 借受団体は、借受中に生じた事故について、全ての責任を負わなければならない。ただし、県が加入する保険が適用される場合は、この限りではない。
- 3 借受団体は、故意、又は、自らの過失により損害、損傷等を負ったときは、土木事務所に損害賠償を問わないものとする。
- 4 借受団体は、目的外の使用、故意により貸与用品を損傷し、又は、滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。